

公 示

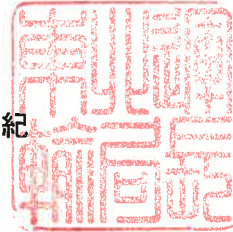
公示第58号

「一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験の実施について」の
一部改正について

「一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験の実施について」（平成25
年10月31日付け公示第58号）の一部を以下のとおり改正したので公示する。

令和3年9月13日

東北運輸局長 田中 由紀



「一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験の実施について」（平成25
年10月31日付け公示第58号）の一部を別添のとおりに改正する。

(別紙)

○「一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」(平成25年10月31日付、公示第58号)の改正新旧対照表
(赤字の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p data-bbox="526 347 719 373">公 示</p> <p data-bbox="943 416 1104 442">公示第58号</p> <p data-bbox="302 485 891 547">一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請等に係る 法令試験の実施について</p> <p data-bbox="114 627 1106 722">「一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」(平成13年12月25日付、公示第70号)に規定する法令試験の実施方法は下記により実施する。</p> <p data-bbox="461 766 757 791">平成25年10月31日</p> <p data-bbox="674 869 1023 895">東北運輸局長 長谷川 伸一</p> <p data-bbox="595 975 624 1000">記</p> <p data-bbox="120 1045 277 1070">1. 試験場所</p> <p data-bbox="168 1080 479 1106">東北運輸局において行う。</p> <p data-bbox="141 1115 1104 1177">ただし、再試験及び再々試験以降は申請人が申請書を提出した運輸支局で行い、再試験については、同日、東北運輸局で行うことが出来る。</p> <p data-bbox="120 1222 331 1248">2. 試験の受験者</p> <p data-bbox="168 1257 1037 1283">申請者本人(申請者が法人である場合は、許可後、事業に専従する役員)</p> <p data-bbox="120 1327 331 1353">3. 受験者の確認</p> <p data-bbox="141 1362 1104 1425">実施当日の試験開始前に、受験者が申請者本人であることを運転免許証、パスポート、健康保険証、<u>個人番号カード</u>等の提示を求め確認する。</p>	<p data-bbox="1525 347 1718 373">公 示</p> <p data-bbox="1955 416 2116 442">公示第58号</p> <p data-bbox="1317 485 1906 547">一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請等に係る 法令試験の実施について</p> <p data-bbox="1131 627 2123 722">「一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」(平成13年12月25日付、公示第70号)に規定する法令試験の実施方法は下記により実施する。</p> <p data-bbox="1473 766 1769 791">平成25年10月31日</p> <p data-bbox="1688 869 2038 895">東北運輸局長 長谷川 伸一</p> <p data-bbox="1610 975 1639 1000">記</p> <p data-bbox="1137 1045 1294 1070">1. 試験場所</p> <p data-bbox="1184 1080 1496 1106">東北運輸局において行う。</p> <p data-bbox="1158 1115 2121 1177">ただし、再試験及び再々試験以降は申請人が申請書を提出した運輸支局で行い、再試験については、同日、東北運輸局で行うことが出来る。</p> <p data-bbox="1137 1222 1348 1248">2. 試験の受験者</p> <p data-bbox="1184 1257 2056 1283">申請者本人(申請者が法人である場合は、許可後、事業に専従する役員)</p> <p data-bbox="1137 1327 1348 1353">3. 受験者の確認</p> <p data-bbox="1158 1362 2121 1425">実施当日の試験開始前に、受験者が申請者本人であることを運転免許証、パスポート、健康保険証等の提示を求め確認する。</p>

4. 試験の実施通知

試験の実施予定日の7日前までに実施日時、実施場所その他の必要事項を申請者あて通知する。

5. 試験方法及び出題範囲等

試験方法は、東北運輸局長が決定した試験問題により筆記試験にて行い、出題範囲等については次のとおりとする。

(1) 出題範囲

- ①道路運送法
- ②道路運送法施行令
- ③道路運送法施行規則
- ④旅客自動車運送事業運輸規則
- ⑤旅客自動車運送事業等報告規則
- ⑥道路運送車両法
- ⑦道路運送車両法施行規則
- ⑧自動車事故報告規則
- ⑨旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令
- ⑩その他一般旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等

(2) 設問方式

正誤式、語群選択式及び記述式

(3) 出題数

30問～40問

(4) 合格基準

正解率80%以上

(5) 試験時間

60分

(6) その他

- ①自動車六法等関係法令集の持ち込みを可とする。
- ②試験問題の持ち帰りは認めない。

6. 合格・不合格の扱い等

合格者及び不合格者に対しては速やかにその旨を通知する。なお、試験に欠席した者については、不合格として取り扱う。

ただし、正当な理由により延期願いを試験実施日の前日までに提出した場合、試験日を再調整のうえ実施する。

4. 試験の実施通知

試験の実施予定日の7日前までに実施日時、実施場所その他の必要事項を申請者あて通知する。

5. 試験方法及び出題範囲等

試験方法は、東北運輸局長が決定した試験問題により筆記試験にて行い、出題範囲等については次のとおりとする。

(1) 出題範囲

- ①道路運送法
- ②道路運送法施行令
- ③道路運送法施行規則
- ④旅客自動車運送事業運輸規則
- ⑤旅客自動車運送事業等報告規則
- ⑥道路運送車両法
- ⑦道路運送車両法施行規則
- ⑧自動車事故報告規則
- ⑨旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令
- ⑩その他一般旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等

(2) 設問方式

正誤式、語群選択式及び記述式

(3) 出題数

30問～40問

(4) 合格基準

正解率80%以上

(5) 試験時間

60分

(6) その他

- ①自動車六法等関係法令集の持ち込みを可とする。
- ②試験問題の持ち帰りは認めない。

6. 合格・不合格の扱い等

合格者及び不合格者に対しては速やかにその旨を通知する。なお、試験に欠席した者については、不合格として取り扱う。

ただし、正当な理由により延期願いを試験実施日の前日までに提出した場合、試験日を再調整のうえ実施する。

附 則

本実施方法は、平成25年11月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（令和3年9月13日 公示第58号）

本実施方法は、令和3年9月13日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則

本実施方法は、平成25年11月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

公 示

公示第58号

一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請等に係る 法令試験の実施について

「一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」（平成13年12月25日付、公示第70号）に規定する法令試験の実施方法は下記により実施する。

平成25年10月31日

東北運輸局長 長谷川 伸一

記

1. 試験場所

東北運輸局において行う。

ただし、再試験及び再々試験以降は申請人が申請書を提出した運輸支局で行い、再試験については、同日、東北運輸局で行うことが出来る。

2. 試験の受験者

申請者本人（申請者が法人である場合は、許可後、事業に専従する役員）

3. 受験者の確認

実施当日の試験開始前に、受験者が申請者本人であることを運転免許証、パスポート、健康保険証、個人番号カード等の提示を求め確認する。

4. 試験の実施通知

試験の実施予定日の7日前までに実施日時、実施場所その他の必要事項を申請者あて通知する。

5. 試験方法及び出題範囲等

試験方法は、東北運輸局長が決定した試験問題により筆記試験にて行い、出題範囲等については次のとおりとする。

- (1) 出題範囲
 - ①道路運送法
 - ②道路運送法施行令
 - ③道路運送法施行規則
 - ④旅客自動車運送事業運輸規則
 - ⑤旅客自動車運送事業等報告規則
 - ⑥道路運送車両法
 - ⑦道路運送車両法施行規則
 - ⑧自動車事故報告規則
 - ⑨旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令
 - ⑩その他一般旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等
- (2) 設問方式
 - 正誤式、語群選択式及び記述式
- (3) 出題数
 - 30問～40問
- (4) 合格基準
 - 正解率80%以上
- (5) 試験時間
 - 60分
- (6) その他
 - ①自動車六法等関係法令集の持ち込みを可とする。
 - ②試験問題の持ち帰りは認めない。

6. 合格・不合格の扱い等

合格者及び不合格者に対しては速やかにその旨を通知する。なお、試験に欠席した者については、不合格として取り扱う。

ただし、正当な理由により延期願いを試験実施日の前日までに提出した場合、試験日を再調整のうえ実施する。

附 則

本実施方法は、平成25年11月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（令和3年9月13日 公示第58号）

本実施方法は、令和3年9月13日以降に試験を実施するものから適用するものとする。